

## S G 携帯用簡易ガスライタの認定基準の経緯について

### 1. 基準作成の経緯

- ・昭和52年12月2日に基準制定：基準内容としてASTM F400-75（1975）に整合。
- ・昭和55年4月24日に基準改正：基準内容としてASTM F400-79（1979）に整合。
- ・平成元年2月23日に基準制定：基準内容としてASTM F400-87（1987）に整合。
- ・平成16年11月5日に基準制定：ISO9994（2002）に整合。  
（ISOメンバーとASTMメンバーはほぼ一致。）

### 2. 適用範囲

- ・昭和52年、55年：携帯用簡易ガスライタ（再充てん出来るものも含む）

基準の目的：「この基準は、携帯用簡易ガスライタ〔燃料そうが合成樹脂であって、使い捨てのもの及び同等の形状で再充てんできるもの〕の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め・・・」をいう。

適用範囲：「合成樹脂の燃料そうにボタンを主たる成分とする液化ガスが充てんされたライタについて適用する。」

- ・平成元年：携帯用簡易ガスライタ（再充てん出来るものも含む）：タバコの点火用に限定

適用範囲：「この基準は、主として、たばこの点火に使用することを目的に設計された携帯用簡易ガスライタについて適用する。

「簡易ガスライタ」とは、燃料そうが合成樹脂製であって、燃料として24 における蒸気圧が103kPaのゲージ圧を超えるようなボタン、イソブタン、プロパン又はその他の液化炭化水素混合物を用いたものであって、かつ、使い捨て若しくは使い捨てと同等の形式で再充てんできるものをいう。

- ・平成15年：携帯用簡易ガスライタ（使い切りのものに限定）：タバコの点火用に限定

適用範囲：「この基準は、主として、たばこの点火に使用することを目的に設計された携帯用簡易ガスライタについて適用する。

「簡易ガスライタ」とは、燃料そうが合成樹脂製であって、燃料として24 における蒸気圧が104kPaのゲージ圧を超えるようなボタン、イソブタン、プロパン又はその他の液化炭化水素混合物を用いたものであって、かつ、燃料を再充てんできない使い切り形式のものをいう。燃料そうが合成樹脂であって、燃料そうにボタンを主たる成分とする液化ガスが充てんされたライタについて適用する。」



### SGマーク制度について

(財)製品安全協会では、構造・材質・使い方などからみて、生命または身体に対して危害を与えるおそれのある製品について、安全な製品として必要な認定基準を学識経験者、消費者、製造事業者、販売事業者、試験検査機関、官公庁等の代表の方がたの意見にもとづいて作成しています。

SGマークは、この基準に適合した製品にのみに表示され販売されます。

そして、このSGマークが表示された製品に万が一、欠陥があり、その欠陥によりけがなどの人身事故が起きた場合には賠償措置を実施します。これがSGマーク制度の特徴で、製品の安全性の確保から、万が一の人身事故に対する賠償まで、消費者に安心してお使いいただくための目じるしとなっています。

### 万一、事故が起きた場合は

SGマーク表示製品の欠陥により、人身事故が生じたと認められる場合には、(財)製品安全協会が調査・検討の上、被害者1人につき1億円を限度に損害賠償措置を実施します。

### SGマーク表示手続き

SGマークが表示されて市場に出回るには協会が作成した基準に合格することが必要で、協会では製造事業者等からの申し出により、次の2つの方式による審査・検査を行った上で、SGマークの交付あるいは表示を行います。

- ・工場等登録・型式確認では、継続してSG基準に適合する製品を製造する能力があるかどうかの審査を受ける必要があります。
- ・ロット認定では、協会が指定した検査機関が行う検査を受ける必要があります。

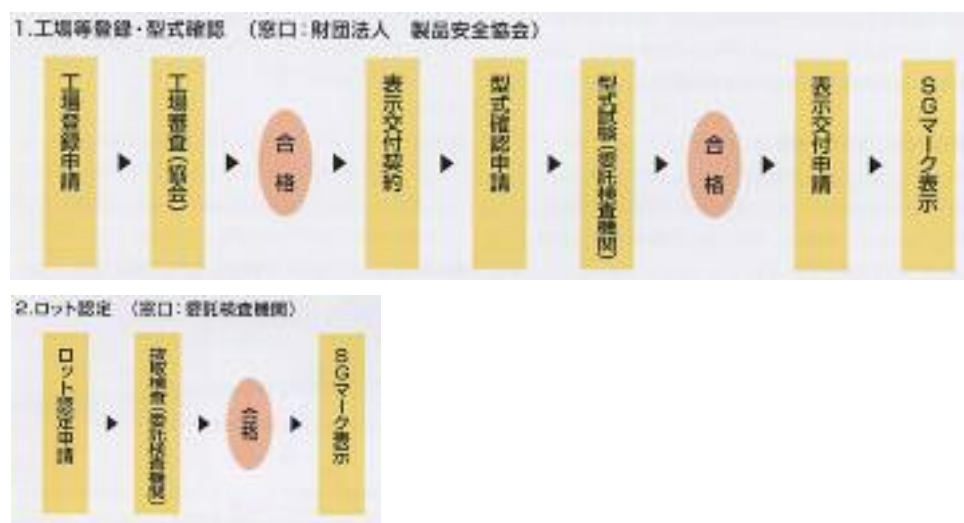


図1 SGマーク制度の概念図

